

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア（以下「記念事業」という。）の趣旨に賛同する個人（消費税法第 2 条第 3 号に規定する個人事業者を除く。以下同じ。）又は法人その他の団体（消費税法第 2 条第 3 号に規定する個人事業者を含む。以下「企業等」という。）が、記念事業に協賛する際に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、協賛とは、個人又は企業等が川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 資金協賛

企業等が、記念事業の実施に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供すること。

(2) 物品等協賛

企業等が、記念事業の実施に要する物品、資材、施設、設備等（以下「協賛物品等」という。）又は役務（以下「協賛役務」という。）を無償で提供、又は貸与すること。

(3) 広告宣伝協賛

企業等が、自ら所有する広告媒体又は有料広告物等により、記念事業の実施に要する広告宣伝（以下「協賛広告」という。）を行うこと。

(4) 協力・支援

個人が、協賛金を提供すること。

(物品等協賛の条件等)

第 3 条 前条第 2 号に規定する協賛物品等の内容及び条件等は、次の各号のとおりとする。

(1) 協賛物品等の仕様、数量、デザイン等については、会場全体の調和を図るため、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。

(2) 協賛物品等の搬入、初期設定作業、設置、撤去及び処分については、協賛を申し出た企業等が行うものとする。ただし、撤去及び処分について、実行委員会が行うと認める場合又は緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(3) 協賛物品等の搬入、初期設定作業又は設置の時期・場所並びに撤去又は処分の時期は、実行委員会が決定するものとする。ただし、実行委員会は、協賛を申し出た企業等の意向に配慮するものとする。

(4) 協賛物品等の管理は、実行委員会が行うものとする。ただし、特殊な協賛物品等の管理については、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。

(5) 提供又は貸与される協賛物品等に瑕疵があったときは、協賛を申し出た企業等が修復を

行うものとする。

- (6) 貸与される協賛物品等に係る貸与期間中における修繕及び貸与期間終了後の返還等に関する取扱いについては、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
 - (7) 協賛物品等には、協賛を申し出た企業等の名称を表示することができるものとする。
 - (8) 複数の企業等から協賛物品等の協賛の申し込みがあったときは、実行委員会が調整するものとする。
- 2 前条第2号に規定する協賛役務の具体的内容及び条件等は、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。

(広告宣伝協賛の条件等)

第4条 第2条第3号に規定する協賛広告の内容及び条件等は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象となる協賛広告は、原則として協賛を申し込む企業等が所有する広告媒体又は有料広告物等であって、価格が明らかにされており、広告宣伝費が算定できるものとする。
- (2) 協賛広告の数量、掲載時期、掲載期間等については、広報全体の調整を図るため、協賛を申し出た企業等と実行委員会が協議して決定するものとする。
- (3) 協賛広告の設置、撤去及び処分については、実行委員会が費用を負担するものとする。
- (4) 協賛広告には、協賛を申し出た企業等の名称を表示することができるものとする。

(募集期間)

第5条 第2条に規定する協賛の募集期間は、令和5年9月1日から開始し、募集の終了は次の各号に掲げる日までとする。ただし、募集期間が終了しても、必要に応じて追加募集を行うことができるものとする。

- 1 第2条第1号及び第4号に規定する協賛の締め切りは、令和6年8月31日とする。
- 2 第2条第2号及び第3号に規定する協賛の締め切りは、令和7年3月31日とする。

(協賛の申し込み等)

第6条 第2条に規定する協賛の申し込みを行う個人又は企業等は、あらかじめ、川崎市市制100周年記念事業公式ウェブサイト又は全国都市緑化かわさきフェア公式ウェブサイトにある協賛申込フォームからの申し込み、若しくは川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込書(第1-1号様式、第1-2号様式。以下「申込書」という。)を実行委員会に提出するものとする。なお、協賛物品等、協賛役務又は協賛広告を申し込む場合は、協賛内容が確認できる計画書・見積書・仕様書等を添付するものとする。

- 2 実行委員会は、前項の申し込みがあった場合、協賛を申し出た個人又は企業等が、第13条第1項各号に掲げる項目のいずれにも該当しないと認めるときは、川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込受理書(第2-1号様式、第2-2号様式。以

下「受理書」という。)により承諾した旨を通知するものとする。

(資金協賛及び協力・支援の受領等)

第7条 第2条第1号に規定する協賛を申し出た個人又は同条第4号に規定する協賛を申し出た企業等は、前条第2項による通知に基づき、実行委員会が指定する方法により、協賛金を納入するものとする。

2 実行委員会は、前項の協賛金の納入を確認した後、協賛を行った個人又は企業等に川崎市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛受領書(第3号様式。以下「受領書」という。)を交付するものとする。なお、協賛を行った個人又は企業等からの申出があれば、実行委員会は受領書の交付を省略することができる。

(物品等協賛の受領等)

第8条 第2条第2号に規定する協賛を申し出た企業等は、第6条第2項による通知に基づき、実行委員会が指定する方法により、協賛物品等を納入、又は協賛役務の実施報告書を成果品として納入するものとする。

2 実行委員会は、前項の協賛物品等の納入、又は協賛役務の成果品を確認した後、協賛を行った企業等に受領書を交付するものとする。なお、協賛を行った企業等からの申出があれば、実行委員会は受領書の交付を省略することができる。

(広告宣伝協賛の受領等)

第9条 第2条第3号に規定する協賛を申し出た企業等は、第6条第2項による通知に基づき、実行委員会が指定する方法により、協賛広告の実施報告書を成果品として納入するものとする。

2 実行委員会は、前項の協賛広告の成果品を確認した後、協賛を行った企業等に受領書を交付するものとする。なお、協賛を行った企業等からの申出があれば、実行委員会は受領書の交付を省略することができる。

(協賛特典)

第10条 実行委員会は、第6条第2項の規定により受理書を通知した個人又は企業等について、協賛金の額若しくは協賛金以外の協賛方法による場合は協賛するために要した費用相当額(金銭換算相当額)に応じて、別表に定める特典(以下「協賛特典」という。)を提供することとし、受領書により個人又は企業等に通知するものとする。

2 協賛特典の効力の発生は、第2条第1号及び第4号に規定する協賛については、第7条第2項の受領書を通知した日からとし、第2条第2号及び第3号に規定する協賛については、実行委員会及び協賛を申し出た企業等で協議して決定するものとする。

3 実行委員会は、第1項に規定する協賛の特典の外に、必要に応じて別の特典を追加できる

ものとする。

- 4 実行委員会は、協賛特典の全部又は一部の提供ができない場合には、協賛の申し込みを行う個人又は企業等に、その旨をあらかじめ説明しなければならない。

(協賛金の使途)

第 11 条 協賛金は、次の各号のいずれかに掲げる経費に充てるものとする。

- (1) 記念事業を広く周知するために要する経費
- (2) 記念事業の実施に要する経費
- (3) その他記念事業の開催に付随する経費で必要と認められるもの

(特典譲渡の禁止)

第 12 条 協賛特典の提供を受ける個人又は企業等は、提供された特典を第三者に移転又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により実行委員会の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協賛の申し込みの不受理等)

第 13 条 実行委員会は、協賛を申し出た個人又は企業等が、次の各号のいずれかに該当するときは、申込書を受理しないものとし、直ちに川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込不受理書(第 4 号様式)により、その旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動のために、協賛による特典若しくは協賛の事実を利用する場合、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 役員等(協賛を申し出た者が個人である場合にはその者を、協賛を申し出た者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者を、協賛を申し出た者が団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、若しくはその他「川崎市暴力団排除条例(平成 24 年川崎市条例第 5 号)」第 2 条各号に該当する団体であると認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 役員等が自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 法令等及び公序良俗に反するとき、又はそのおそれがあるとき。

- (8) 記念事業の開催理念等の趣旨に反し、又は記念事業の品位を損ない、あるいは正しい理解を妨げるおそれがあるとき。
- (9) その他実行委員会が不相当と判断するとき。
- 2 実行委員会は、第6条第2項による受理書を通知した個人又は企業等が、その後、前項各号に該当することが判明した場合は、協賛を取り消し、直ちに川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込取消書兼返戻通知書(第5号様式)により、その旨を通知するとともに、受領済の協賛金等を返戻するものとする。なお、返戻する協賛金には利息を付さないものとする。
- 3 協賛を申し出た個人又は企業等は、第1項の規定による協賛の申し込みの不受理又は前項の規定による取り消しを受けた場合であっても、その損害の賠償を実行委員会に請求することができない。

附 則

この要綱は令和5年9月1日から施行する。

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込書

令和 年 月 日

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦 様

所在地 _____

名称

代表者

(役職・氏名) _____

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛要綱の内容を了承のうえ、
下記のとおり協賛を申し込みます。

また、同要綱第13条第1項各号に該当していないことを確認しました。

記

1 協賛の内容（※必須）

該当する協賛方法の申込欄に「○」を付け、協賛内容、協賛金額についてご記入ください。

申込欄	協賛方法	協賛内容	協賛金額（金銭換算額）
	資金協賛	協賛金の提供	円(税抜)
	物品等協賛	の提供・貸与	円(税抜)
	広告宣伝協賛	による広告宣伝	円(税抜)

※ 協賛金の納入に当たっては、別途消費税が必要となります。

例) 100万円を資金協賛いただける場合、消費税込で110万円の納入となります。

※ 物品等協賛・広告宣伝協賛は、協賛内容に応じた金銭換算額を記入してください。

また、具体的な内容・数量等が記載された資料や金銭換算額の算出方法・算出根拠が分かる資料（計画書、見積書、仕様書、カタログ、提案書等）を添付してください。実行委員会事務局が、提出された見積書等を踏まえ、換算額の確認をさせていただきます。

2 協賛予定日（※必須）

令和 年 月 日 ※資金協賛の場合は、納入実施可能日をご記入ください。

3 受領書の交付希望（※必須）

受領書の交付希望について、どちらかに「○」を付けてください。

希望する	希望しない
------	-------

4 公式ホームページ等広告の掲載名 (※必須)

掲載名	
貴社・貴団体のホームページ URL	

5 備考

--

6 連絡先等 (※必須)

所属・役職		担当者名	
電話番号		FAX 番号	
Eメールアドレス			

7 本申込書の提出先・お問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局

・総務企画局 シティプロモーション推進室 市制100周年記念事業調整担当

電話：044-200-1327 FAX：044-200-3915

E-mail：17skinen@city.kawasaki.jp

または

・建設緑政局緑化フェア推進室

電話：044-200-1736 FAX：044-200-3973

E-mail：53grfair@city.kawasaki.jp

8 協賛申込にかかる特記事項

- (1) 資金協賛にかかる協賛金は**消費税抜額**です。
- (2) 物品等協賛又は広告宣伝協賛の金銭換算額は上限を100万円といたします。100万円を超える協賛をいただいた場合でも、協賛ランクは「ゴールド」となります。
- (3) 資金協賛と物品等協賛又は広告宣伝協賛を併せてお申し込みいただいた場合、それぞれの協賛カテゴリーに応じた協賛特典を提供いたします(合算して協賛ランクを決定するものではありません。)
- (4) 協賛の申し込み時期によっては、協賛特典の提供ができない場合があります。
- (5) 本事業の準備期間及び実施期間中を問わず、社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむを得ない事情により、本事業を中止する場合がございます。その場合の協賛金等の取り扱いについては、実行委員会と協賛企業等の双方協議の上決定いたします。

第1-2号様式(第6条第1項関係)(個人用)

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込書

令和 年 月 日

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦 様

住所 _____

氏名 _____

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛要綱の内容を了承のうえ、
下記のとおり協賛を申し込みます。

また、同要綱第13条第1項各号に該当しないことを確認しました。

記

1 協賛の内容(※必須)

協賛方法	協賛内容	協賛金額
協力・支援	協賛金の提供(1万円以上)	万円(税抜)

※ 協賛金の納入に当たっては、別途消費税が必要となります。

例) 1万円を資金協賛いただける場合、消費税込で1万1千円の納入となります。

2 協賛予定日(※必須)

令和 年 月 日

※ 納入実施可能日をご記入ください。

3 受領書の交付希望(※必須)

受領書の交付希望について、どちらかに「○」を付けてください。

希望する	希望しない
------	-------

4 備考

--

5 連絡先等 (※必須)

電話番号		FAX 番号	
Eメールアドレス			

6 本申込書の提出先・お問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局 ・総務企画局 シティプロモーション推進室 市制100周年記念事業調整担当 電話：044-200-1327 FAX：044-200-3915 E-mail：17skinen@city.kawasaki.jp または ・建設緑政局緑化フェア推進室 電話：044-200-1736 FAX：044-200-3973 E-mail：53grfair@city.kawasaki.jp

7 協賛申込にかかる特記事項

- (1) 資金協賛にかかる協賛金は**消費税抜額**です。
- (2) 協賛の申し込み時期によっては、協賛特典の提供ができない場合があります。
- (3) 本事業の準備期間及び実施期間中を問わず、社会情勢の著しい変化、大規模災害又はその他やむを得ない事情により、本事業を中止する場合がございます。その場合の協賛金の取り扱いについては、実行委員会と協賛申込者の双方協議の上決定いたします。

第2-1号様式（第6条第2項関係）

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込受理書兼協賛金請求書

（資金協賛／協力・支援）

令和 年 月 日

様

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦
登録番号 T7700150122632

令和 年 月 日付で提出のありました協賛申込について、次の内容により承諾しましたので通知します。

1 協賛内容

協賛方法	
協賛金額	円
備考	

2 協賛金の納入について

別紙を御確認の上、協賛金の納入をお願いいたします。

【本通知に関するお問い合わせ】

実行委員会事務局 担当：

電話：

FAX：

E-mail：

(別紙)

【銀行振込による納入の場合】

- 1 振込期日 令和 年 月 日
(川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込書における
振込予定日 令和 年 月 日)

2 振込額	金	円
	内訳 協賛金	円
	消費税	円
	10%対象	円 10%消費税額 円
	8%対象	0円 8%消費税額 0円

- 3 振込先(いずれか) 横浜銀行 川崎支店(810) 普通 6337320
川崎信用金庫 本店営業部(001) 普通 3096323

口座名義 川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア
実行委員会 会長 福田紀彦

(カタカナ) カサキシセイハクシユウネンキネンジ キョウゼイ ノコトシリョウカワサキフェアジ ッコウインカイ
カイショウ フクダ ノリヒコ

※振込手数料につきましては、協賛者様の御負担でお願いいたします。

【オンライン決済による納入の場合】

- 1 支払期日 令和 年 月 日
(川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込書における
支払予定日 令和 年 月 日)

2 支払額	金	円
	内訳 協賛金	円
	消費税	円
	10%対象	円 10%消費税額 円
	8%対象	0円 8%消費税額 0円

- 3 支払方法

川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会事務局より、決済
用 WEB ページの URL を御案内しますので、リンク先の説明に従い、支払手続きをお願いいたし
ます。

2第2-2号様式（第6条第2項関係）

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込受理書

（物品等協賛／広告宣伝協賛）

令和 年 月 日

様

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦

令和 年 月 日付で提出のありました協賛申込については、次のとおり受理しましたので通知します。

1 協賛内容

協賛方法	
協賛内容	
金銭換算額	
備考	

2 協賛物品等・協賛役務・協賛広告の実施報告書の納入について

【本通知に関するお問い合わせ】

実行委員会事務局 担当：

電 話：

F A X：

E-mail：

第3号様式（第7条第2項関係）

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛受領書

令和 年 月 日

様

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェアへの協賛として、次のとおり受領し、また、協賛ランクを決定しましたので通知します。

1 受領内容

協賛方法	
協賛内容	
協賛金額／金銭換算額	
備考	

2 協賛ランク

「 」

【本通知に関するお問い合わせ】

実行委員会事務局 担当：

電 話：

F A X：

E-mail：

第4号様式（第13条第1項関係）

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込不受理書

令和 年 月 日

様

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦

令和 年 月 日付けで提出のあった川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込書については、川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛要綱第13条第1項第 号に該当することと判断しましたので、不受理とします。

【本通知に関するお問い合わせ】

実行委員会事務局 担当：

電 話：

F A X：

E-mail：

第5号様式（第13条第関係）

川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込取消書兼返戻通知書

令和 年 月 日

様

川崎市市制100周年記念事業・
全国都市緑化かわさきフェア実行委員会
会長 福田 紀彦

令和 年 月 日付けで通知した川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛申込受理書については、川崎市市制100周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア協賛要綱第13条第1項第 号に該当することと判断しましたので、取消します。
なお、協賛金又は協賛物品等については、下記のとおり返戻いたしますので通知します。

記

1 返戻する協賛の内容

--

2 返戻方法

--

【本通知に関するお問い合わせ】

実行委員会事務局 担当：

電 話：

F A X：

E-mail：